

岡崎市民病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

1. 事前準備

- ① 病院より、処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルについての説明を受け、「岡崎市民病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」（別紙 1）を取り交わしてください。
- ② 変更内容を記載し F A X にて送信する方法を確認してください。

2. 手順

「岡崎市民病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」（別紙 1）を取り交わした保険薬局において本プロトコルを実施する際は、下記第 3 項の問い合わせ不要の項目 1）から 8）に該当するものについて以下の手順をとってください。

- ① 患者に十分な説明を行い、同意を得てください。特に金額や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得てください。
- ② 問い合わせを簡素化し、処方内容を変更して処方箋調剤を実施してください。
- ③ 処方箋調剤後、処方箋の変更内容について、その日のうちに指定の書式（別紙 2）にて岡崎市民病院薬局へ FAX にて報告してください。

3. 問い合わせの不要の項目（ただし、麻薬・抗腫瘍剤・生物学的製剤は除く）

1）成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方除く）

例 1： ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg （先発→先発）

例 2： ロキソプロフェン錠 60mg → ロキソニン錠 60mg （後発→先発）

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。

2）剤形の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更又は供給不安による変更に限る）

例 1： アムロジン OD 錠 5mg → アムロジン錠 5mg

例 2： アムロジン OD 錠 5mg → ノルバスク錠 5mg

例 3： アスペリン散 10% 0.2g → （粉砕）アスペリン錠 10mg 2 錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用法用量が変わらない場合のみ変更可能です。先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更又は供給不安による変更に限る）

例： チラーヂン S 錠 $50\mu\text{g}$ 1 回 0.5 錠 → チラーヂン S 錠 $25\mu\text{g}$ 1 回 1 錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用法用量が変わらない場合、適応外にならない場合のみ可能です。先発品間・局方品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を確認し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

4) 錠剤の半割や粉砕、あるいはその逆

（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更又は供給不安による変更に限る）

逆の場合の例：

（粉砕）チラーヂン S $50\mu\text{g}$ 0.25 錠 → チラーヂン S $12.5\mu\text{g}$ 1 錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用法用量が変わらない場合のみ可能です。先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、同等の治療効果ならびに患者の利便性が同等もしくは向上する場合に実施してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化（コメントに「一包化不可」の場合を除く）

薬剤師が必ず患者に服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。薬剤の安定性のデータに留意してください。上記以外の理由は、合意範囲外とします。

6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること（合計処方量がかわらない場合）

例：リンデロンVG軟膏 0.1 2%(10g) 1 本→リンデロンVG軟膏 0.1 2%(5g) 2 本

本来は、薬剤師の裁量にて実施できる項目ですが、変更後、医師と患者の間でこの変更によるトラブルが生じないために、調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

7) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が14日分処方の時）

アクトネル錠 17.5mg（週1回製剤） 1錠分 1起床時 14日分 → 2日分

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

8) 処方箋に「残薬調整してください」と医師が記載した場合に限り、患者に残薬確認し投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

例：アジルサルタン錠 20mg 30日分 → 26日分（4日分残薬があるため）

例：リンデロンVG軟膏 0.1 2%(10g) 2本 → 1本（1本残薬があるため）

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

4. 各種問い合わせ窓口・受付時間

問い合わせ簡素化プロトコルについて

受付時間 平日 8時 30分～17時

岡崎市民病院 薬局 TEL：0564-66-7032 FAX：0564-66-7034

5. 注意点

- ・必ず患者の同意を得たうえで実施してください。
- ・上記に該当しない変更を含む問い合わせは、必ず岡崎市民病院薬局へFAXにて確認を行ってください。

令和7年3月24日作成